民年金の保険料免除制度があります

問合先:日本年金機構大月年金事務所☎(22)5837 市民生活課年金・医療担当

	納付額 (月額)	年金額	免除となる所得の目安	1
全額免除	0円	1/2	(扶養親族等の数 +1)×35 万円 +22万円	3
4分の1 納付	3,760円	5/8	78万円 + 扶養親族等控除 額 + 社会保険料控除額等	, ,
半額納付	7,510円	6/8	118万円 + 扶養親族等控除 額 + 社会保険料控除額等	
4分の3 納付	11,270円	7/8	158万円 + 扶養親族等控除 額 + 社会保険料控除額等	

が条件となります。 **左表のとおりです** それぞれの納付額と年 免除となる所得の 金額

得が一定基準額以下であること 免除制度を利用するには、 配偶者、 世帯主の前年度所 本

月安は 0)

合には、申請により保険料の納保険料を納めることが困難な場 残りの保険料は免除されます。 保険料の全額を免除します 度」があります 付が免除される「保険料免除制 じて4段階あり、 **類あり、保険料の一部を納付** 保険料免除制度は、 経済的な理由などで国民年金 一部納付(一部免除)制度は3種 全額免除は、 所得に応

成23年6月までの分を申請でき

◎今月は、

成22年7月から平

日 時 7月9日(土)14時~

情報未来館

容

みんなが選んだ紙芝居や

絵本を読みます

図書館よみきかせ

ボランテ

1

7

度」などがあります

付猶予制度」や「学生納付特例制

また、

このほかに「若年者納

せん。 なる場合がありますのでご注意 た不慮の事態が生じた場合に、 老齢基礎年金の額に反映されま 納と同じ)となるため、将来の 合、その期間の一部免除無効(未一部の保険料を納付されない場─部納付制度は、納付すべき \bigcirc る最終月となります ください 年金を受け取ることができなく また、 障害や死亡といっ



日

7月15日(金)10時30分

容

乳児から未就園児の親子文化会館1F和室

「こぐまのちいさなおはなし会」

こぐまクラブの

「ふれあい 親子一緒のサロン 子育てサロン」

費 持 用物 100円 各自必要なもの いきいきプラザ都留2階7月4日(月)10時~12時

内 場

容 所

楽しいお話や歌、

手遊び

をします。

日

情報未来館 7月23日(土)14時~

. . .

こぶたの会の「ワクワク」おはな

遊びをします

を対象に読み聞かせや手

場

日

日 白 ン

費 お 持 定 場 用 つ、 用 页 所 お気に入りのおもちゃ、15人 15人 7月11日(月)10時~14時 着替え、 靴

クラブ

」の読み聞かせをします

7月30日(土)

14時~15時45分

キャラバ

ンカー見学と「こぐま

おはなし隊」がやってくる木とあそぼう!『全国訪

誾

申込・ **3** 46 5 問合先 飲み物、 1 0 0 市社会福祉協議会

場

文化会館駐車場、

※参加者には記念品があり

ます。

(数に限りがあります)

交期高齢者医療保険についてのお知らせ ■所得区分について 所得区分

自己負担割合 対象要件 同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療制度に加入してい 現役並み所得者※ 3割 る被保険者がいる方 現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の方 一般 低所得者 || 属する世帯の世帯員全員が住民税非課税である方 1割 世帯員全員が住民税非課税で、各収入などから必要経費・控除を差し引いた所 低所得者

※現役並み所得者の判定基準

同一世帯に属する被保険者の所得及び収入により判定します。次の場合は、申請により「一般(1割)」の区分になります。 ・同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者が2人以上で、加入者全員の収入の合計金額が520万円未満の場合。

・後期高齢者医療制度の加入者が1人で、収入の合計金額が383万円未満の場合。 ・世帯で後期高齢者医療制度に加入している被保険者が1人であり現役並み所得者の場合で、同一世帯内に70歳~ 74歳の方がお住まいであり、70歳以上の方の収入の合計額が520万円未満の場合。

除した金額で各期納めていただきます。 た収入に基づいて算定され、平成23年中の年金や給与・農業・不動産といっ た以降の月において、資格を取得したでに資格を取得されている方です。ま 被保険者の方へは、取得月 る被保険者の方は平成23年7 れぞれの納付方法に応じた納期回数で 今年度の7月算定時に賦課対象とす 月から翌年3月までの1年間分をそ

■平成23年度後期高齢者医療保険

融機関などで納める方あるいは口座振替

普通徴収の方(納入書などにより直接金

も適用要件に該当する場合は、引き続前年度交付を受けている方で今年度保険者証とは別に郵送されます。

7・8・9月を普通徴収、10月以降特別度特別徴収となられる方については、

が変更となった方で、本年10月より再

特別徴収から普通徴収に納付方法

徴収の方法による年6回で納めていた

き交付させていただきます。

だきます

◆普通徴収の方

色は変更ありませんが、有効期限が平

成24年7月31日までのものとなり、

被

新しいものとなります。

こちらの証の

につきましては平成23年8月1

で保険料の変更などがあったことによ軽減などに該当、あるいは年度の中途・昨年8・5割軽減や所得割2分の1

年2月の3回に分けて天引きされます。

限度額適用・標準負担額減額認定証

年度後期高齢者医療保険料は平成22年 者医療保険料が決定されます。平成23年7月に平成23年度終 月に平成23年度後期高齢 月1日ま で毎月)となっております 決定通知書及び納入書が送付されます を申請された方)は、7月中旬に保険料 は残高不足のないようにご注意ください れた納期限に口座より引き落としされま 各納期限までに納付がない場合には 口座振替の方については納付書に記載さ ので、 納期は年8回(7月から翌年2月ま 期日をご確認のうえ納め忘れあるい 20日頃に督促状がお手元に届き

■保険料の軽減について 成23年度の後期高齢者医療保険料

額は3、

ご了承ください

9割軽減されます。均等割軽減額は、所得割額は発生せず、均等割額用者保険の被扶養者であった場合 万4、839円となるため、 局齢者医療制度の資格取得前に被 均等割軽減額は

◆所得割軽減

額が一律5割軽減されます。超えない被保険者については、所賦課のもととなる金額が、8万 ◆被用者保険の被扶養者に対する9割 万円を

均等割額 判定方法 軽減額 8.5割軽減に該当する場合に、その 世帯の被保険者全員に年金収入以外 34,839円 3,871円 の所得がなく、年金収入80万円以下 33万円以下 32,903円 5,807円 33万円+{24.5万円×被保険者数(世 19,355円 19,355円 帯主を除く)}以下 |33万円+{35万円×被保険者数}以 30,968円

※基礎控除額などは税制改正などで今後変わることがあります。 ※判定時は、世帯主及び被保険者の軽減判定の総所得金額等にて判定し

※公的年金を受給されている方は、判定時に15万円が控除されます。

ありますので、ご了承くは、有効期限が短いもの保険料を完納されていた 成22年度までの後期高齢者医療 ので、ご了承ください

者医療被保険者証は薄紫となります。すようお願いします。新しい後期高齢 個人情報が記載をされています 裁断するなどして廃棄していただきま 現在お使いの被保険者証については、 の で、

■限度額適用

·標準負担額減額認

問合先:市民生活課

書留で郵送されます。 被保険者のお手元には7

年金・医療担当

高齢者医療被保険者証が交付されます

月下旬に簡易

有効期限が平成24年7

月31日の後期

|後期高齢者医療被保険者証につ

有効期限が短いものとなる場合も ない方につ

|納付方法について

時の特別徴収額と同額になります。 ◆特別徴収の方 翌年度4月以降の仮徴収額は、 翌年2月)に天引きされます

び納入通知書が送付され、10月以降には、7月中旬に保険料決定通知書及 特別徴収(年金より直接天引き)の方

割額が軽減されます。

いた金額を控除した差額が10・12、翌れた年額から4・6・8月に納めていただ 既に仮徴収されている方は、本算定さ 2 月

当する世帯の被保険者は、

(均等割額3万8、71 軽減判定対象総所得金額等が次に該 <u>0</u> 円

次のようになっています

12

問合先

図書館

H 23.7.1

H 23.7.1

左記の均等